

議案第99号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改める。

（提案理由）

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する必要がある。